

広島県・山口県における占領軍被害

藤目ゆき

はじめに

筆者は2010年10月末に『女性史からみた岩国米軍基地—広島湾の軍事化と性暴力』をひろしま女性学研究所から出版した。

この本は『アジア現代女性史』第4号(2008年)の朝鮮戦争特集に寄稿した「朝鮮戦争と基地の街 岩国の女性史」を元に書き下ろしたもので、二部構成になっている。一部は、日本軍が基地を建設した日中戦争勃発前後から岩国が米軍再編の焦点地域となった今日までの歴史を時代を追って叙述した。第4号刊行後に行ったインタビューや史料調査の成果を盛り込んで、視野を広島湾地域にひろげて公娼制度の再編過程を跡づけるとともに、岩国における終戦前後の在住朝鮮人の生活、朝鮮戦争後の基地拡張に対する川下住民の抵抗、山口県「赤い日記帳」事件前後の女性教師たちの運動などについても叙述した。

二部では2007年に発生した広島事件(岩国基地の海兵隊員4人による集団レイプ事件)をとりあげた。この事件は地検で不起訴とされ、第4号刊行後に開かれた米軍法会議で4人はレイプに関して無罪とされている。軍法会議の開催を以て米軍側の真摯な綱紀粛正の意思の表出とみなすような言説が一般に流布されている中で、筆者は軍法会議取材した記者たちの取材記録や米国側公文書、米軍の外郭団体が発行する新聞『星条旗』などを調査し、広島事件の真相と米軍犯罪に関する日米の密約・共犯関係の一端を明らかにした。

この本を執筆することで、筆者はこれまでおよそ10年間とりくんできた岩国基地をめぐる女性史の調査をひとまず一冊にまとめたことになる。

が、もちろん、この一冊で岩国基地をめぐる女性史・広島湾の軍事化について書くべき事を書き尽くすことができたわけでない。いったんはまとめたものの、さらに調査を続け、研究を深める必要を感じている。

その一つは、連合国対日講話条約が発効するまでの時期に占領軍が引き起こした犯罪についてである。『女性史からみた岩国米軍基地』では、主題が米軍基地であったこと、占領前期に関する岩国の史料があまり見つかっていなかったことなどの理由で、朝鮮戦争勃発を契機に米軍の大部隊が岩国に進駐する以前の、英連邦軍が中心であった時期については十分に述べることができなかつた。

そこで本稿では、岩国研究の新たな一歩として、1958年に行われた占領軍被害実態調査の史料を検討し、広島県・山口県における被害状況の一端を明らかにすることを試みる。

先ず第1章において、本稿が史料として用いた全国調達庁職員労働組合の「中国地区 被害者実態調査表」(1958年9月調べ)の全体像を概説する。続いて第2章において、広島県・山口県における数々の占領軍不法行為を殺人・傷害、労務事故、交通事故の三つに分けて概

観する。第3章では類型全体を貫いて共通する被害状況を明らかにし、「占領」という名の戦争の継続を指摘したい。

第1章 占領軍被害補償要求運動と被害実態調査の概要

第1節 占領軍被害補償要求運動のなかで取り組まれた被害実態調査

本稿が用いた史料は、全国調達庁職員労働組合（以下、全調達と略称）の押印がある「中国地区 被害者実態調査票」のファイルであり、ここには広島県と山口県で回収された128枚の「占領期間中の被害者実態調査票」（1958年9月調べ、全調達本部）が収録されている。調査票の内容に言及する前に、この調査が行われた背景を説明しておこう。

1945年8月14日、日本はポツダム宣言を受諾して連合国に無条件降伏し、翌9月に連合国による対日占領が始まった。1952年4月28日に日本と連合国の講和条約が発効するまでの約7年間、日本は連合国によって占領された。占領下の市民生活は、戦災被害、家族の戦死や戦傷、引き揚げ、食糧難、インフレの昂進、失業と未曾有の苦難に陥っていた。特に日本軍施設が高度に集中していた広島湾地域には広島市への原爆投下をはじめ、呉・岩国にも激しい空襲が行われており、人々は廃墟の灰燼のなかから生活再建の歩みを始めねばならなかった。そんな中で多数の人々が占領軍による労働動員や不法行為によって人的・物的に被害を与えられている。しかしGHQはこのような占領下の人的・物的被害に関して当初から一貫して補償責任を認めなかったため、被害者たちは日本政府が支給する僅かな「見舞金」を受け取るか、もしくはそれさえ受け取ることができない泣き寝入り状態に置かれた。

1952年4月28日、連合国の対日講和条約と日米安保条約が発効し、占領は解除された。この講和条約において日本の賠償請求権放棄が明文化される一方、安保条約に基づく行政協定によって駐留米軍関係者による不法行為に関しては公式な補償が規定されることになった。これを受けて占領軍被害を受けた犠牲者やその遺族たちは1953年頃から「進駐軍被害者連盟」を結成するなどして、国を相手に損害賠償訴訟を起こしたり、被害補償の立法運動を展開するようになり、1959年1月には全国で19県の連盟が団結して「全国進駐軍被害者連合会」を結成した。自由法曹団、社会党、全調達などがこの運動を支持し、実態調査や世論喚起に協力した⁽¹⁾。本稿がとりあげる「中国地区 被害者実態調査表」は、その占領軍被害補償請求運動において全調達が行った全国被害実態調査の成果であり、中国地区に関する調査結果である。

占領軍被害補償要求運動は、広島県呉市から始まった。『日本労働年鑑 第27集 1955年版』に、運動の経過が次のように説明されている。

(1) 斎藤直喜「進駐軍被害者連盟のたたかひの頃」・島田正雄「被害者救済運動の組織者として」および「<座談会>被害者連盟」（「小澤茂を語る」記念出版実行委員会編『小澤茂を語る』三恒出版印刷、1976年所収）、「占領軍被害補償要求の運動」法政大学大原社会問題研究所編『日本労働年鑑』35集、東洋経済新報社、1962年、260～262頁

「占領中、連合軍軍人の不法行為によって蒙った日本国民の損害はそのままに放置され、日本警察でも連合軍憲兵隊に通報する程度で詳細な調査も行われなかったことが多かった。

53年3月、特に広島県呉市には英海軍による事故犠牲者が多かったことから、広島弁護士会では会員中安弁護士の訴えによって損害賠償請求に関する特別委員会を作り、呉市警もこれに協力して占領中に発生した事故の調査及損害賠償に関する研究が進められた。平和条約ではこの種の請求権を放棄する旨を明文をもって定めたために法律的にも困難な問題があった。然しながら事故当時、1000円程度の見舞金を貰った者もあったが、大部分は殺されても一文の補償も受けていない実情にあり、被害者の親族も長らく泣寝入りしていたのが運動の発展と共に立ち上り、日本弁護士連合会も広島弁護士会からの建議によってこの問題をとりあげるようになったので問題は漸く広い関心を惹くようになった。政府も閣議了承の形式で都道府県を通じて被害者親族に63000円程度の見舞金支出を行ったがこれは損害賠償ではなくあくまで見舞金である、とされていた。呉市内には軍人の不法行為による被害者は死亡者90名、負傷者76名といわれ、これらは事故犠牲者連盟を結成して各方面に働きかけ、遂に広島地方呉支部に死亡者につき各50万円の損害賠償訴訟を国を相手方として提起するに至った。」⁽²⁾

このように呉市から始まった運動が全国に広がり、59年に「全国進駐軍被害者連合会」が結成された。そしてこうした運動を背景に、61年秋、第39臨時国会において占領軍に殺傷された被害者と遺族に「給付金」を支給するという「連合軍占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律」が成立するにいたるのである⁽³⁾。

占領軍被害者件数は、同法制定直前の1961年7月31日の時点で日本政府が把握していた総数が9352名であった⁽⁴⁾。総数9352名の内訳は被害種別件数において「死亡」が3903人、

⁽²⁾ 「占領軍事故犠牲賠償運動」 <http://oohara.mt.tama.hosei.ac.jp/rn/27/rn1955-721.html>

⁽³⁾ 「連合軍占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律」は、被害補償要求運動の成果ではあった。しかし、法律が定めた給付金は死亡者の遺族に20万円（ほかに葬儀給付金5000円）、障害者に最高238000円、最低24000円であり、当初被害者たちが要求していた「少なくとも50万」の半分にも満たない金額であった。全国進駐軍被害者連合会の顧問であった小澤茂弁護士は、被害者連盟の活動を回顧する座談会の中で、「中安甚五郎弁護士が特別補償するという法律ができたにかかわらず、この程度で我慢できるかといって引き続いて訴訟をやっておられたようだが、あの結果は、期待した通りにならなかったと思う」と回想している（前掲『小澤茂を語る』163頁）。

また、法の適用範囲は「日本国籍を有する者」に限られた。法案は1961年10月3日に内閣委員会に付託され、提出議員を代表して法案の説明を行った社会党の石橋政嗣は、国籍条項にふれ、「従って第三人等々の被害者はこの法律の権利者たり得ないわけではありますが、外交上の問題として政府において円満な解決をはかられんことを強く希望している」と述べている（<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/039/0388/03910030388002a.html>）。

⁽⁴⁾ 総務部補償課「連合軍占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律解説」『調査月報』によれば、全調達による調査の後、日本政府は1959年度に調達庁を主務官庁として400万円の予算措置を講じて被害実態調査を行った。なお、この解説文は補償課の署名で発表されているが、当時の森補償課長が「藤本不動産部次長（当時総務参事官）が繁務の間にあつて筆をとられたもの」とであると後記に記している（37頁）。

「障碍」が2103人、「療養」が3346人、性別件数において男性6636人、女性1988人、不明220人、被害時期は占領直後から1948年末までの占領前期において総件数の60%（特に死亡者にあつては死亡総数の75%）が集中的に発生している。

この調査を実施した調達庁総務部補償課は、「被害の状況を見るとその多くが交通事故であることは現在も殆ど変りはないのであるが、当時の事故は、講和発効後のそれと異って、故意による事故が多く又不法射殺、暴行など刑事犯罪に属するものが多いところに戦争感情の余燼が強く伺われ、占領直後の混乱の中にあつて生計の中心者を一瞬にして失い四散した遺族、被った被害のため引き続き療養中の者など敗戦の疵痕がこの時期に深く刻みつけられていることが解る」⁽⁵⁾と述べている。

なお、調達庁の起原は、1947年に占領軍が必要とする施設（土地・建物）・物資・役務の調達・管理を任務として設立された特別調達庁であり、特別調達庁の支局は札幌、仙台、横浜、名古屋、京都、大阪、呉、福岡に設置された。49年6月1日、総理府の設置に伴い「特別調達庁設置法」が施行され、特別調達庁は国の機関（総理府の外局）として長官を長とする国家行政組織となり、それに伴い8つの支局も特別調達局と改称した。講和条約発効直前の1952年4月1日、名称から「特別」が除かれ、調達庁へ改称された。全調達が占領軍被害実態調査に取り組む前後の58年8月1日、改正防衛庁設置法が施行され、調達庁は防衛庁とは別系統の「総理府の外局」から、「防衛庁の機関」に移管される⁽⁶⁾。

全調達の組合活動に関しては未だ調査不足であり詳細はわからない。本稿では、全調達が講和条約発効前後には官庁労働組合協議会（以下、官労と略称。1951年7月結成）傘下であり、53年6月に官労が解散して傘下の全組合が日本官公庁労働組合協議会（官公労）に加盟したのに伴って、官公労の傘下に入った⁽⁷⁾という事実だけを記しておく。

第2節 全国調達庁職員労働組合が収集した『中国地区 被害者実態調査票』

占領軍被害補償要求運動の一環として全調達が行った調査活動の成果『中国地区 被害者実態調査表』には、「占領期間中の被害者実態調査票 昭和33年調べ 全調達本部」と印刷された調査票128枚が綴じられている。調査票には、被害者と回答者の住所氏名、被害状況、被害に対してそれまでに支給された見舞金の額、現在の状況、氏名公表の可否、被害当時の状況、回答者が知る他の被害者などについての記入欄がある。先ず、その回答内容について全体像を概観しておきたい。

128枚のうち、2枚は中国地区在住の遺族が回答した調査票で、1枚は神戸市、もう1枚は埼玉県で発生した事件である。表「広島県・山口県における占領軍被害」は、その2枚をのぞく126枚のデータの一覧表である。この126枚について、地域・時期・性比・犯罪類型・中国地区の特色などを見てみよう。

(5) 同前、16頁。

(6) 「防衛施設行政45年の軌跡」（防衛施設庁史）

http://www.mod.go.jp/j/profile/choushi/choushi_pdf/01_00_00.pdf

(7) 『大原 日本労働年鑑 第26集 1954年版』によると、全調達は千代田区神田岩本町三に本部があり、代表者は河野武、組合員は2500人である。

第一に、地域については、広島県 87 枚、山口県 39 枚であるが、島根県や鳥取県、岡山県のもの含まれていない。広島県内では、群を抜いて多いのは呉市の 53 枚である。その他の 49 枚も、福山市の 3 枚のみが例外で、江田島 7 枚・広島市 5 枚をふくめすべて広島湾地域に集中している。山口県内では山口市 9 枚、防府市 8 枚などが多いが、さほどに著しい地域差は認められず、岩国市についてもわずかに 3 枚が綴じられているだけである。もちろん岩国における占領軍被害が 3 件しかなかったわけではない。調査票が 3 枚しかないのは、全調達が 1958 年 9 月の時点で調査が及んでいたのが 3 枚分だということである。例えば、1950 年 9 月 30 日には米軍の B62 爆撃機が空中分解で岩国市横山旭町の民家に突入し、ガンリン引火で民家 2 軒半焼失、3 歳と 6 歳の幼児、66 歳のおばあさんが即死するという大惨事が発生しているが、この事件に関する調査表は見あたらないのである。

このような地域の偏りは、呉市に進駐軍被害者が実際に多数おり、そこから運動が始まったという経緯から調査が進んでいたという理由に加え、他の地域では被害があつたとしても補償請求が組織的運動になっていない、あるいは全調達の調査が十分に及んでいなかったという理由も反映していたと思われる。山口県の場合は 1958 年 11 月に山口県進駐軍被害者遺族会が発会し、宇部市の友原盛作氏が副会長、山口市の県庁職員が副会長に就任している⁽⁸⁾が、岩国市には特に活動があつた形跡がない。

第二に、事件発生年別に見ると、年次不明の 2 件を除く 124 件のうち、1945 年に 8 件 (6.5%)、46 年に 39 件 (31.5%)、47 年に 41 件 (33.1%)、48 年に 13 件 (10.5%)、49 年に 7 件 (5.6%)、50 年に 4 件 (3.2%)、51 年に 10 件 (8.1%)、52 年に 2 件 (1.6%) である。

前述の日本政府の調査結果 (1961 年 7 月 31 日時点) において占領直後から 1948 年末までの占領前期に発生した事件は総件数の 60% (死亡事件では 74%) であつたが、全調達の中国地区調査 (1958 年 9 月調べ) では同じ占領前期に 107 件、すなわち 86.3% までの被害が集中していることになる。その理由の一つは、後述するように中国地区の軍事占領を担った英連邦軍が早々に撤収したことであろう。但し、これもまた調査時点で調査が及んだデータにすぎず、実態を必ずしも正確に反映しているとは言い切れない。前述した岩国における飛行機墜落事故は、朝鮮戦争勃発直後の事件である。朝鮮戦争の勃発により、日本の武装解除が本務だったはずの占領軍は朝鮮戦争参戦という別の任務を帯び、山口県・広島県地方においても従前とは異なる展開となつて、いったん撤収した英軍部隊が再び派兵されている。とりわけ岩国基地に関しては、米軍大部隊の進駐は朝鮮戦争勃発後のことであり、占領軍による人身被害がそれに伴って増えていたと思われる。が、この時点における調査地域の偏差が年次的偏差につながり、被害の全容は明らかにできなかったのではないだろうか。

第三に、被害内容を刑事犯罪に該当する殺人・傷害、労働災害に該当する労務従事中の事件・事故、交通事故に三分類してみると、圧倒的に多いのが交通事故である。126 枚中 101 枚、約 80% までが交通事故であり、その多くが轢き逃げ事件であつた。進駐軍の労務に従事している際に発生した陸上・海上の事故は 15 枚である。但し、海上事故は後述する白鳥丸の沈没事故であり、その被害者の遺族が寄せた調査票が 3 枚あるため、事件件数としては

(8) 「占領軍被害実態調査」^[76]および「全国進駐軍被害者連合会役員名簿」

13 件になる。また、傷害致死が 6 枚、銃で殺害したものが 4 枚である。圧倒的に交通事故が多いことは、1961 年 7 月 31 日現在の日本政府による調査結果と同じである。

第四に、被害者の性別を見ると、126 件のうち男性が 98、女性が 28 と、約 78% は男性である。日本政府の調査（同前 1961 年 7 月 31 日現在）でも男性が 75%、女性が 22% と圧倒的に男性被害が多く報告されているが、このような性差の根拠は何だったのだろうか。

一つの理由は、多くの男性が占領軍労務において使役され、その作業中に死亡・負傷したということであろう。日本政府の調査結果発表では「死亡」、「障害」、「療養」と被害内容による分類が行われているだけで、死亡や負傷をさせた占領軍側の過失や犯罪という加害内容による分類が行われていないのだが、全調達による調査票を見ると 126 件のうち交通事故被害では 101 件・102 人中男性が 77、女性が 25、殺人・傷害 10 人中男性が 8、女性が 2、労務事故 13 人のうち男性が 12、女性が 1 である。どの事件でも女性の被害は男性の三分の一以下であるが、労務事故では女性の被害は男性の一割にもみえない。

もう一つの理由は、これらの調査が補償金の支給を課題として行われたものであったことに関係しているであろう。死傷者が男性である場合、その多くは家計の支柱であるため家族が受ける経済的打撃は直接的である。その一方、女性は収入がない、あるいは少ないことが多い。占領下や講和条約発効後に日本政府が被害者やその遺族に与えた「見舞金」は、被害者が得ていた収入を基準に算定されていた。専業主婦や、未婚で収入のない女性が死傷した場合、被害を申告しても比較的低い補償しか得られない。よって遺族からの補償要求は男性が死傷した場合のほうが、より経済的に切迫したものになったであろう。その一方、見舞金の支給を受ける手続きは煩雑で、しかも支給金額があまりに少なかったため、あえて手続きしようとしなかった被害者たちもいた⁹⁾。死傷者が女性である場合のほうが、遺族が被害申告について消極的になることが多かったのではないだろうか。

さらに、女性に対する暴力がしばしば性的であるために、被害が見えにくく、隠蔽されがちであったことも理由の一つであると思われる。占領軍被害補償申請の対象には強姦致死傷事件の被害者はふくまれているが、申告事例は少なく、ましてや強姦被害だけの事例は調査の対象にさえなっていない。性被害を受けたことが恥辱とされ、負傷してさえ本人や家族が被害を隠すという社会のありかたが、女性の被害件数がアンバランスに低いことにつながっているのではないだろうか。

最後に、中国地区の特色は米軍以外に英連邦占領軍（British Commonwealth Occupation Force, BCOF）が駐留しており、自ずからその被害も多かったことである。岩国の調査表では、3 件のうち 1 件は加害者の所属部隊が不明だが、別の 1 件はインド兵、もう 1 件は英国軍の事件であった。BCOF は英国軍、豪州軍、ニュージーランド軍、英領インド軍が構成する英連邦の占領軍であり、1946 年 2 月に日本進駐を開始し、連合国軍の一員として中国・四国地方の占領任務を米軍から引き継いだ。その兵力は連合国占領軍の中で米軍に次ぎ、最

⁹⁾ 1958 年 7 月 31 日の内閣委員会で社会党の西ヶ久保重光議員は、占領下の見舞金について、「どう考えても、当時のつかみ銭の金額を考えますと、これは人をばかにしたものです。中にはしゃくにさわって受け取っておらぬものもある」と述べている。

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/029/0388/02907310388007a.html>

も多い時には約 4 万名に達した。BCOF 進駐後も民事行政は米軍が引き続き担当したが、BCOF は総司令部を呉市の旧呉鎮守府司令長官官舎（46 年 5 月～49 年 2 月には江田島の兵学校跡に移転）に設置し、岩国・広島をはじめ各所に駐屯地を置き、武装解除や治安維持といった軍事任務に当たった。英国軍・英領インド軍は 47 年に、ニュージーランド軍も 48 年に帰国したが、50 年に朝鮮戦争が始まると英軍部隊が戻り、BCOF の基地が朝鮮派遣英連邦軍（British Commonwealth Forces Korea, BCFK）の後方基地となった。52 年に講和条約が発効すると占領軍が日本に留まる法的根拠は失われたが、朝鮮戦争が継続中であつたため BCOF は BCFK に改編され、56 年まで引き続き日本に駐留した⁽¹⁰⁾。

第 2 章 占領軍不法行為の実態

占領軍犯罪を調査していて驚くのは、想像を超える多数の不法行為が引き起こされているが、被占領国の人々の立場が弱く、被害者が泣き寝入りを強いられてきた幾多の実例があることである。本章では、「中国地区 被害者実態調査票」の 128 枚を殺人・暴行、労務事故、交通事故に内容を分類し、それぞれの被害実態を見てみよう。

なお、128 枚は製本された状態ではなく一枚ずつ独立した状態で綴じられているが、本稿では便宜上、綴じられている順番に頁を付し、文中に □1 □2 □3 という形式で頁を示した。

第 1 節 殺人・暴行

占領軍人による殺人、暴行致傷事件に該当する 10 件は以下のような内容である。

1. 1945 年 10 月 30 日 男性 44 歳 広島県安芸郡海田町 □72

午後 8 時頃巡査が九十九橋のそばを通りかかると、5、6 人の占領軍人が倒れている男性を残して逃走。男性は右腕骨折、右目失明で意識不明、翌日午前 1 時頃に死亡した。男性の所持していたメガネと現金 5、600 円は無くなっていた。

2. 1945 年 12 月 25 日 男性 32 歳 山口県下関市 □78

午後 7 時 45 分頃、T・S さんが下野汗岸西細江にあった山陽百貨店の 4 階にある食堂で兄とビールを飲み始めた直後、近づいてきた駐留軍 MP が突然、卓上のビール瓶で T・S さんの頭部を殴打した。それで T・S さんは脳内出血を起こし、翌日未明死亡した。妻、1 歳の長女、2 歳の次男、5 歳の長男が遺された。

3. 1946 年 1 月 女性 27 歳 山口県山口市 □51

山口市東惣太夫に住む女性が近くの叔母の家で裁縫をしていた午後 2 時頃、突然侵入して

(10) 町史編さん審議会編『江田島町史』江田島町 2001 年、呉市史編纂室編『呉の歩み II 英連邦軍の見た呉』呉市役所、1996 年、同『呉市制 100 周年記念版 呉の歩み、呉の歴史 2』呉市役所 2002 年

きた米占領軍人がピストルを突きつけ、連れ出して殴ったり、蹴ったり、踏みつけたりした。いあわせた叔母が電話で警察に通報した。女性は重傷で入院したが、費用が不足したため家族は着物その他を売って療養費にあてた。脊髄損傷のため11ヶ月の入院を経て11月22日に死亡した。

4. 1946年3月10日 男性 69歳 広島県安芸郡江田島町 91

農業を営む男性が、未明に自家の小舟を係留している波止場へ行った。前日夕方うちに自作の大根を小舟に積み込んでおり、早朝にその船を出すためであった。ところがその波止場は秋月旧海軍火薬庫・部隊正門南側に接しており、英連邦軍の警備兵が男性を見とがめ、捜索中の窃盗犯と誤認した。警備兵は男性を部隊正門から約100メートル離れた倉庫前に連行し、男性が正座して手を合掌している背後から至近距離で小銃2発を発射して即死させた。玉は背部よりいずれも大腿部を貫通していた。

5. 1946年11月1日 男性 45歳 呉市広町黄幡海上 110

T・Iさんは午後5時すぎより漁船に仲間2名と同乗し、元第11海軍工廠黄幡白坊主沖約500メートル附近（立ち入り禁止区域外）でアナゴのはえなわを始めた。8時過ぎ頃から石油ランプを点火してはえなわを引き揚げていたところ、突然自動小銃の乱射を受け、頭部盲管銃創の重傷を負い、他の1名は腹部に縦断を浴びた。3名は英軍の船と自動車で広共済病院に運ばれたが、T・Iさんともう1人は死亡した。

6. 1947年1月24日 男性、29歳、広島県呉市 44

男性が午後9時頃、仁方隧道広白石で豪州兵の3人組に襲われた。目と眉の間に一寸五分の深さまでジャックナイフで切られ、目が切り取られ、身体八カ所に傷を負わされた。仁方神町の進駐軍病院の自動車で広の病院へ運ばれ手当を受けたが、未明に死亡した。

7. 1947年2月2日 女性 59歳 山口県防府市 67

洋裁店を営む女性が午後7時半頃一人店にいたところ、豪州兵2名が入ってきた。オーバーを買ってくれと言うので買い取ったが、オーバーを持って逃げようとしたので追いかけたところ、突き飛ばされ背中を強打し負傷した。2名はさらに店内を物色してお金を盗んでいった。女性は約一ヶ月寝たきりで、その後少し歩けるようになったものの胸椎損傷で背骨がくの字になってしまった。1954年に支給された見舞金は6000円であった。

8. 1947年5月4日 男性 53歳 山口市 68

男性が、英連邦軍駐屯地に近い山口市上金古曾三丁目の国道において米兵の銃で撃たれて死亡した。

9. 1948年12月21日 男性 62歳 山口県防府市 52

年末の仕入物のため大阪へ出かける途中であった男性が、午後5時頃、防府市興人町通りにあった材木置き場で米兵3名に襲われ、仕入金15000円を強奪された。男性は前歯5本が折れ、眼球が飛び出るほどの打撲傷、胸部も肋膜に達する重傷を受けて人事不省に陥った。

通り合わせた人に介抱され自宅に連れ帰られたが、約一年半病床の身となり、さらにそれから一年九ヶ月入院生活を送った後に死亡した。

10. 1950年6月11日 男性 35歳 山口県防府市 [117]

午前7時35分頃、男性が自宅に帰るため自転車で占領軍兵舎の横の中関町南蛮木通りを通っていたところ、占領軍人に心臓、頭を小銃で狙撃され、即死した。兵舎の中の物品の盗難が頻発しており、その犯人だと目されたのではないかという。

第2節 労務事故

占領下の労務事故については15枚の調査票がある。

1. 1945年11月10日 男性、59歳 於 旧呉海兵団の進駐軍キャンプ内 [5]

勤労奉仕に出て占領軍のトラックより金物を降ろす作業中、占領軍人が誤って金物を右足の甲に落とし、右足親指骨折挫創を受けた。破傷風にかかり、医薬不足で充分治療ができず、二週間後の11月24日に死亡した。1954年に50000円の見舞金支給。

2. 1945年12月11日 男性、25歳 於 広島県佐伯郡宮島町包ケ浦 [112]

占領軍から五日市町に対して労務者の割り当てがあり、町はそれに応じて人員を出していた。その男性は当番に当たったので進駐軍関係員の指示に従い、包ケ浦で弾薬類を海に捨てる作業に従事していた。弾薬を積んだトラック2台到着し、弾薬を下におろす作業が始まり、男性が下ろした弾薬の整理のために接近したところ、上から落ちてきた弾薬筐が爆発し、即死した。その隣にいた八幡村の男性も右手を負傷した。

3. 1946年5月8日 男性2名、36歳、46歳 於 伊予灘 [39]

1946年5月7日、被害者たちは豪州軍の命を受け、太平洋に日本軍の武器を棄てて三日間の出張として白鳥丸(50トン)に乗り込んで出発した。同日19時30分頃天候が陰悪となったため航行困難となり、一時伊予灘青島北東で停泊した。被害者たちは出航を再三再四断ったが、進駐軍が聞き入れないのでやむなく夜半に暴風雨の中を海に出た。航海中、横波を受けて船は沈没し、被害者たちは海に投げ出された。同行の軍の巡洋艦と日本の船七隻が探索したが、行方不明であった。

調査票の2枚は広島市に住む2名の遺族によるものである。白鳥丸沈没事件では、愛媛県越智郡生名村の男性2名も死亡している。

4. 1946年5月13日 女性 21歳 於 呉市 [6]

呉ハウス(豪州軍の喫茶店のような場所)の従業員ら17~18人を乗せた豪州軍の車両が川に転落し、被害者は車の下敷きになり内臓破裂で死亡した。運転者は豪州兵で飲酒をしていた。被害者は8人家族の長女で、一家の働き手であった。事件からおおよそ半年後の1946年10月、日本人の上役の骨折りでもうやく3500円の見舞金が支給され、53年3月になって63000円が支給された。

5. 1946年5月22日 男性 26歳 於 江田島進駐軍キャンプ内 [64]

午前10時30分、キャンプ内で架線修理に電柱へ上るよう軍人より命令され、やむなく作業中に高圧線にふれて感電、高さ約15尺の所から転落。すぐ病院に収容されたが、同日死亡した。全調査調査で父親は、1人息子を失ったため娘と孫の4人が辛うじて農業で生計を支えており、「息子がおればこんな苦勞をしなくてもよいものと涙ながらに語る事毎夜のこと」「言葉の通じない外人兵士より手真似で嫌がる息子を無理に作業させたと思えば残念でなりません」と訴えている。

6. 1946年12月8日 男性 24歳 於 福山駅構内 [13]

被害者は岡山鉄道管理部に就職し、福山駅構内に進駐した軍隊の通訳として毎日自宅から通勤していたところ、兵士が運転するトラックに轢かれて死亡した。殉職者として扱われず、見舞金は1955年8月頃によりやく63000円が支給されたのみであった。

7. 1947年1月4日 男性 22歳 於 岩国市大字今津 [57]

16時頃、占領軍トラックがカーブで曲がる時、荷物といっしょに載せていた数人を振り落とした。被害者は死亡、別の一人は重傷を負った（後に死亡したもといわれる）。被害者の兄は、調査票に「帰りが遅いので心配して家の前まで出てみては待っていたところ、死んだとの知らせを受け、全く茫然としました。朝元気で出て行ったのに死んだとは全く信じられません。何とも言いようのない悲しみでした。弟と二人で鉄工所を開いたばかりの所でしたので、一人になってはとでも続けて行くことができず、とうとう工場はやめて今は勤めに出ています」と書いている。遺族が支給された一時金は1万円のみであった。

8. 1947年2月10日 男性 呉市 [3]

進駐軍労務者として第17工兵隊に所属していた。9時半頃、旧呉集会所上の工作場で機械鉋を使用中に左手を挟まれ、左手指4本を根元から切断する重傷を受けた。また、両足が絶えず震えるようになり、病院で不治の障害だという診断を受けた。1947年暮れに労務管理事務所から10500円の支給を受けた後、進駐軍労務者として勤務を続けたが、1956年に解雇され、前記の障害のため安定した職業に就くことができない。1958年現在は日雇い労務に従事、家族は妻と子どもが一人おり、生活は困窮している。

9. 1947年3月8日 男性 41歳 下関市 [60]

当時は駐留軍の使役労務者として町内に強制的割り当てがあった。当番にあたったので砂運びの使役に出て、豊浦郡豊車村まで砂取りに行った。使役労働者全員が駐留軍の運転するトラックに乗って長府に帰る途中、運転手が運転を誤って転落、積んでいた砂と車の下敷きになって即死した。

10. 1947年4月3日 男性 29歳 於 呉市内の棧橋 [105]

約30名が棧橋で米軍の指示で荷揚げ作業をしていた。ダンベイ船へ砂糖を満載し、棧橋に横付けしたトラックに砂糖を荷揚げする作業が行われ、いつも率先して作業に従事してい

た被害者が、モッコの柄をクレーンの吊りフックに掛けようとしたところ、大きなモッコが吊りフックの揺れにつられてトラックの上で揺れたため手はずれ、一瞬にしてトラックの外に放り出され、コンクリートの上に落ち、頭部を打って人事不省となった。米軍病院で応急手当を受け、共済病院にただちに入院したが、死亡。

1 1. 1947年11月15日・1948年6月29日 男性 49歳 於 宇部市 [76]

宇部市内のニュージーランド軍駐屯地で土木工事中の建築材料が散乱する斜面で物品を運搬中、転倒してコンクリートの破片で胸を打ち、右肋骨骨折で約50日間静養（この間給与なし）。その後復職したが、翌年、作業中に豪州軍人が運転するトラックに衝突されて、同じ個所を骨折。9月に中部渉外労務管理事務所から医療費345円が支給された。

補償請求には前年の公傷に関する軍の証明が必要とされ、県渉外課に手続きを願ったが、通訳ミスから手続き完了の前にニュージーランド軍は引き揚げてしまった。県渉外課ではニュージーランド軍関係は呉にいたので呉の関係係へ行かねばならないが、「県としても行けば費用がいるので一人のことで呉まで行くわけにはゆかない」という対応であり、体が思うよう動けず、費用もかかるため為す術がなかった。その後約一年半くらい経た1955年、県は県側の手落を認めたが、支給金額は2000円であった。

1 2. 1948年8月30日 男性 26歳 呉市 [47]

占領軍兵士が、進駐軍将校クラブのテニスコートへ敷く土砂を運搬する大型トラックを走行中、運転を誤り、崖下に転落。土砂の上に乗っていた労務者8人のうち、5人が死亡し、3人が重傷を受けた。被害者は、土砂とトラックの下敷きとなり埋没圧死した。

1 3. 1949年9月12日 男性 28歳 於 江田島 [64]

午前10時、進駐軍石炭荷揚げ中、岸に船を着けるときの、電柱にマストがあたったため、3300ボルトの電線が切れて即死した。遺族は電気会社を相手取って裁判を起こしたが、占領軍からは一文も受け取ることができなかった。1954年3月に県庁から150000円。

第3節 交通事故

交通事故については102枚の調査票がある。そこに綴られた「被害当時の状況」や被害後の傷あとや生活の状況を見ると、占領軍が引き起こした交通事故を、ふつうの交通事故と同様のイメージで捉えることはできないことが分かる。

占領軍車両による事故は、運転者が日本の交通法規や人々の生活におかまいなしに猛スピードで暴走し、そのために引き起こされた結果であることが多い。スピード違反をはじめ、無灯火や無警笛、飲酒運転が横行した。

こうした事故の多くがひき逃げであった。即時の適切な救助で被害者が救われることもある。だが占領下には、「加害者である兵士達はこの突発事故に対して何等の救急の処置をしないばかりか、前方に突飛した死体上を更に轢退し遁走」（1951年10月5日の追突事故の調査票 [1]）するようなケースが多かったのである。

通行者が占領軍車両の疾走に身の危険を感じて待避したにもかかわらず衝突されている

事件もしばしばであった。たとえば広島市のある男性（56歳）は1945年11月29日午後1時頃大八車に配給物を積んで家に帰る途中、横川町踏切付近で米軍トラック4台の接近に気付く、道路の片端に身を寄せた。それでも2台目のトラックに衝突されて重傷を負い、三日後に死亡した³³。

また小野田市に住む男性（38歳）は1947年9月13日、後から豪州軍車両の音響が聞こえたので軒下によけたが、自転車もろとも車両に轢かれ重傷を負った。事故後身体障害者となり、血尿も続き、精神を病んで56年に死亡したという⁷⁷。

1946年11月28日に山口県熊毛郡平生町横土手で輪禍に遭った3人も、後方から豪州軍車両が来るのに気づいて小川のほうへ身を避けていた。が、車両の通過を待っていた3人は、飲酒のうえ片側無灯火で突進してきた豪州軍兵の車両もろとも川へ転落、1人が即死、他の2人も重傷を負った^{80・81・124}。

柵の向こうに逃げたのに轢殺された人すらいた。1948年5月29日、呉市の男性（41歳）が仁川公園音楽堂付近を通行中、後からジープが猛スピードで来るのに驚いて柵内の芝生がある緑地帯に逃げ込んだ。ところが、そのジープが道を曲がるのに急激にバックして緑地帯へ飛び込んできたため轢かれ圧死したのである⁸⁶。

1946年3月20日には岩国市中津に住む姉妹が犠牲になっている。市内寿橋の上で3歳と11歳の姉妹が占領軍車両が来るのに気づいて待避したところ、突然後続車両が先行車両を追い越そうとしたため2人は橋壁と車両に挟まれ重傷を負い、岩国病院に運ばれた。妹は内出血のため病院到着まもなく絶命、姉は約一ヶ月入院することになった。事件発生後、英連邦軍関係者が来院したが、なんら謝罪もなく、見舞金は二年ほどしてから1000円、1955年頃に16000円が支給されただけであった。¹¹⁹

占領軍が引き起こした交通事故には、過失ではなく故意に衝突したものではないかと疑われる事件も少なくない。

中国地区の調査票の中にも、遺族がそう訴えている事件がみえる。たとえば1947年7月に広島県安芸郡坂町に住む56歳の女性が死亡した事件の場合、坂町にあるバス停留所付近で占領軍大型トラックが女性を轢殺したのだが、事故現場はゆるいカーブで見通しがよく、女性も道の端を通行していた。遺族は、調査票に「運転に注意すれば決して事故の起こるような所ではありません。又加害者の運転手は泥酔して居たと言ふ事で故意に悪戯で加害したとしか思えません」と書いている⁹⁰。

また、1947年8月に呉市で荷馬車をひいていた男性がひき逃げされた事件の遺族も、「故意の衝突」だと訴えていた。男性は米軍トラックに疾走してきたので停止していたが、トラックは衝突して遁走、男性は翌日に死亡した⁴⁶。

1951年12月24日には呉市で1年9ヶ月の幼児が死亡している。両親は終戦当時貧困のどん底にあり、父親は日雇いに出かけ、母親は「バタ屋」、つまり鉄くずや進駐軍の廃棄物を探してそれを売って暮らす日々、託児所も預ける所もないので幼い子どもたちを連れて働かねばならない状態であった。阿賀新開埋立地の広場に占領軍が不要物を棄てるトラックが当時毎日のように来ており、その日も母子は広場にいた。同様に廃品収集に来ている人が大人、子どもをあわせて30~40人そこにいた。そのときトラックが何の安全確認もせず急にバックしたため、あっという間に幼児が輪禍に遭ったのである。父親は「わざと轢き殺されたような気がしてならない」と書いている⁷³。

1947年8月に福山市で起きた事故は、明らかに面白半分のハラスメントの結果であった。被害者の男性はタバコを買いに家を出て、近所を歩いていたところ、英連邦軍のトラックに轢かれ右足腿を根本から切断、出血多量で死亡した。遺族が説明する事故の状況はこうである。

東方からインド人の運転するトラックが来て、父は左側通行で、しかも軒下のほうを歩いていたにもかかわらず、運転の横よりわざとステッキのようなもので押し倒し、倒れたとき、右足首を轢かれ、右足首はめちやくちやになり、すぐ入院。3時半頃でした。^[11]

第3章 もうひとつの戦争

前章に事件の類型ごとの被害状況を見たが、本章では占領軍の不法行為・被害者状況の全体に共通する問題を、二つの角度から考察したい。第一は、占領軍被害がその被害者たちにとって「戦争」被害の延長線上にあったことである。第二は、占領軍の加害は事実上罪が問われることがなく、被害者は泣き寝入りを余儀なくされる状況であったことである。

第1節 継続する「戦争」と「戦死」

調査票に体験を綴った被害者やその遺族の多くが、応召した家族の戦病死、戦災、引き揚げなどの苦難にも言及している。

戦争で父親や息子をなくし、そのうえ占領軍の不法行為によって別の家族を失うことになった遺家族も少なくない。第2章に言及した、江田島で軍人から不法に射殺された農民の一家もそうである。殺された69歳の男性の長男が幼児を遺して終戦直前に戦死しており、老夫婦がその遺児を育てていた^[9]。

また、広島県安芸郡坂町の一家は戦争と占領のために息子を三人失っていた。長男と次男は日中戦争で戦死、占領下の1947年7月29日に末の息子は豪州軍トラックにはねられて即死したのである^[29]。呉市の女性は夫が戦病死し、遺児を養育していた。だが1951年7月7日、その子(8歳)を連れて道を歩いていたところ、飲酒運転をしていた豪州軍人の車にはねられ子どもは即死。彼女自身も右下腿切断、入院4ヶ月の重傷を負った^[15]。

江田島で1946年6月9日、6歳の少女が米軍トラックに轢殺された。少女の父親は戦争で死亡していた。少女の母親は、被害者実態調査の当時、思いをこう綴っている^[106]。

広島県安芸郡江田島町宮之原世上大橋午後3時、米軍軍用トラックが轢き逃げしている所をそのあたりにいた人を見て追いかけて行きましたが、米軍軍用トラックは江田島米軍キャンプに入りました。その後、米軍将校と日本人通訳が来ました時はまだ生きていました。それで米軍ジープで佐伯郡大柿町芸南病院に行きましたがすぐに死去しました。

子供を死亡させられ、私は一年や二年世上大橋のわが子供が轢かれた町を通うたびに(中略)気が遠くなり何ら仕事も手に付かぬ様な有様でした。主人は戦死、又子どもは米軍トラックに轢き殺され、私は米兵の姿を見るたびに仇を見る様なものでした。仇がとれるなれば

女である私でも取ってやりたい想が一度や二度では有りませんでした。

占領軍の不法行為は戦時下の家族の死、戦災や引き揚げの苦労を重ねながら新しい出発をしようとしていた人々の希望を打ち砕くものであった。

前章で言及した、1949年2月2日に米兵のジープにひかれて夫が死亡したという福山市の女性は、「一家の大黒橋であり戦争の為大阪より引き揚げ戦後もう一度立ち上がるべく一歩を踏み出したとたんこの惨事に遭いまして文字通り食うや食わずの生活でどん底まで落ちました」と書いている^[108]。

交通事故で死亡したある男性（56歳）はスラバヤから広島に引き揚げ一年足らずであった。引き揚げ者の就労が難しく定職がないままに失対の街路清掃に入ってから数日後、仕事を終えて道を歩いていたところを後から来た英連邦軍の大型トラックにはねられ、その上を別のトラックに轢かれて死亡した。当時女学校在学中だった被害者の長女は、1958年の調査で父親が死亡してからの歳月をこう綴っている。「僅かばかりの蓄えではインフレによる貨幣価値（の下落）ですっかり使い果たして困って終い、母がずいぶん苦労を重ねて参りました。今では兄二人とも家庭を持ち、やっとこれから落ち着いた生活を送られる頃、終戦後の無理がたたってか、母が他界致しました。父の墓もまだ作ってあげられない状態です」。

^[35]

食糧難・生活難の戦後に寡婦となった女性が子どもたちを養育する苦労は並大抵ではなかった。1951年に占領軍トラックの事故で夫を失った女性は、1958年の調査時点ではすでに家族が暮らしていた山口市内を出て、宇田郷の飯場で働いていた。

夫の死亡後、4人の子供をのこされて土工や何かと種々作業に動きましたが、何にしても子供が小さく思う様に行きませんでした。が、現在宇田郷にて知人のところで飯場の仕事をして毎日送日致して居ます。子供達も小学校は町へ出て居ますが（中略）雨や雪などの日は大変な事です。何とかして子供の大きくなる間ではと毎日送日致して居ます。^[128]

被害実態調査を受けて、「どんな被害を受けたのも立派な戦死者だと言いたい」と訴えた女性もいる。彼女の夫は狩留賀の占領軍に衛生係に勤務していたが、1947年12月、仕事を終えて帰途につく途中、狩留賀の隧道を出た左側（当時左側通行）を通行中、占領軍のジープが歩道に乗り上げて彼を敷き倒し、逃走した。夫は翌日に5人の家族を遺して死亡した。子どもたちは16歳を頭に末子は4歳という幼さであった。女性は夫を失った後、一家心中を想ったことも幾たびかあったという。

土木又は野良仕事に文字通り朝は朝星夜は夜星で働いて働き抜いて来ました。今では子どもも成長して働いておりますが悲しみにつれうれしさにつれ亡き夫を1日なりと忘れた事はありません。」「今頃は戦争犯罪者と言われて居た人や戦死者でも恩給でもあるようになりましたのでしょ。どんな被害を受けたのも立派な戦死者だと言いたいです。人様から見では〇〇〇〇（夫の姓名）は軽い一顧の間人ですが私や子どもにとっては天にも地にもかけがえのない大事な夫であり父親です。父親がないために子どもも学校にも行けずどれほど苦

労して居るか知れません。私は百万や2百万の金よりも主人を出してほしいといたい気持ちです。[38]

第2節 野放しの占領軍犯罪・泣き寝入りの被害者

占領軍の命令で従事した労務中の死傷であれ、交通事故であれ、殺人や暴行事件であれ、占領下の日本警察には事件を捜査する権限はなかった。また占領軍側の過失や犯罪が明らかであろうと、占領軍が被害者に公式に謝罪や補償を行うこともなかった。

GHQは1946年9月11日、日本政府に対して「損害賠償請求権に関する責任に対しては何等法的根拠を認めず、且つこれが判定並びに支払いに対し、何等責任を負わざることを通達す」とその責任を否認する旨を通告した⁽¹¹⁾。日本政府が、占領軍の命令で日本軍の兵器・弾薬類の処理作業に従事した日本人に相当の被害が発生したことから連合軍に対し賠償責任(使用者責任)をとるよう求めたことへの返答であった。それ以後、労務上の事故はもとより交通事故・刑法犯罪が多発しているにもかかわらず、GHQは日本政府からの賠償の要望に対して一貫して責任を否認するだけであった。

そこで占領下の日本政府は閣議決定で占領軍被害者に対する見舞金を支給することとした。ところが、周知されなかったために見舞金制度を知らないままの被害者も多かった。しかも被害者救済措置というにはあまりにも些少であり、そのうえ手続きが非常に煩雑であったため、多くの人が手続きできずじまいになった。表「広島県・山口県における占領軍被害」が示すように、被害者やその遺族が見舞金の支給を受けた時期は、ほとんどが講和条約が発効したあとになってからなのである。

調査票の中には、泣き寝入りせざるを得なかった遺族たちの無念が綴られている。呉市の男性(50歳)は、1946年11月20日に呉峠で母親(当時68歳)が輪禍に遭ったことを次のようにふりかえった。

母が乳母車をおして呉に帰る途中、道のほとりを通っていたのですが自動車にはねられて死にました。倒れた時はまだいきがありました。私が行った時は死んでいました。朝九時頃に倒れていたようですが、家に知らせが来たのは一時頃でした。近所の人がこもをかけていて下さいました。

敗戦の惨めさというものは、かくもあわれなものかと、そのときに私はしみじみ感じました。

日本に警察が有りながら、その後何の調べもないと思いました。敗戦というものはかくあるべきものでしょうか。私はそのときいかにも残念でなりませんでした。[40]

一人息子を失った宇部市在住の男性(64歳)は、次のように書いている。

被害者が呉駅前を西木通りに向かって歩いて居た時、米軍のトラックが後方より大変なス

(11) 調達庁総務部補償課 総理府事務官 藤井謙一「占領下における旧連合軍の不法行為による損害の補償問題について」『調査時時報』第26号、1~8頁

ピードで走って来て引き倒されたので、あたりに居合わせた人が直ちに近くの当時の市民病院に入れ、又ある人は交番にも行って、見た事情を巡査に話したそうですが、その時に巡査はなにぶんにも敗戦の悲しさ、我々では何とも仕方がないとの事でしたと、後にその人が悔やみに来られて話しておられました。

被害者は当日の午後八時頃ついに死亡致しました。

そのときの私共の気持ちはたましいを失った、前途に希望もなく生けるしかばねでした。これ以上書きたくもありません。[62]

加害者がはっきりしている場合でも、占領軍側の事故後の対応に傷つけられた遺族たちは少なくない。呉ハウス従業員だった女性の死亡事故について前述したが、その遺族は当日の豪州軍の対応について、こう語っている。

そのときの様子は今思い出しても断腸の思いがいたします。残念です、私や妻が病院に駆けつけたとき、そのむごさ可愛さに号泣しました。きていた服はぬれたので、脱がし裸にし、あちらの毛布でくるんでいたのに息を引き取るか、2、3人で何かしゃべっていたそうですが、毛布をとって女の子ですのに裸のままにしてサッサと帰っていきました。そのあとは音沙汰なしです。人情も情もあつたものではありません。[5]

1952年3月5日、広島市内で車両の通り抜けが禁止され、子どもたちの良い遊び場になっていた通路に占領軍の大型トラックが進入し7歳の少年を轢き殺した。事故後の状況を父親はこう綴っている。

一方的に運転者の言いなりに処理され、被害者は死んで、何にも訴えることができず反駁することが全くできず泣き寝入りでした。MPも現場に来られましたがどうすることもできず、そのまま逃げるように帰って行き、その後は全く何の音沙汰もなしで、殺され損の有様をまざまざと見せつけられ、占領下の悲哀を身にしみています。[25]

1945年11月19日、呉市の海岸通りで時速50～60キロで疾走していた米軍のオートバイにはねられて、5歳の幼児が死亡した。父親は次のように書いている。

駆けつけた時は道路上に大量の出血を残し本人の姿なく共済病院に米軍の車で連れて行かれたらしいので妻の兄と共に急行、三階の大室のベッドの上に米軍毛布一枚掛け、本人は意識なく、そして一時間以上経過しているのに何らの手当も加えられておらず、その状況を見て、ほかの患者の外聞も恥じず憤りに男泣きに泣きました。ほかの患者たちもあまりの非人道的やり方に立腹しておりました。負傷は目撃者の言に依ると、顔を覆う有様だったそうです。[27]

下関で1947年8月、6歳の少年が占領軍のジープにはねられた。母親は、その前後の状況をこう回想している。

ジープは直ぐに急ブレーキをかけたれどスピードの為国道を約30メートル近くもスリップをした。被害者は被害地より14・4メートルもジープに引きずられたる後はねられた。

(中略) なんと申しましても只かわいそうでなりません。後ほど被害を加えた人並びに便乗の将校が仏前に来られましたけれど座敷には土足のまま上がり、通訳者を相手に只かわいそうです気の毒ですと言われただけで花1本も無く、私達親兄弟姉妹は只涙のみにてなさげなくて今日この書を書くにつれても只々涙が先立のです。[126]

岩国の寿橋で二人の姉妹が輪禍に遭った事例を前述したが、姉妹の父親は事件発生後の状況を次のように書いている。

英軍係官らしき者見舞い？実情視察？に来院致しましたが、何らの言葉も聴きませんでした。当時当方に於いては涉外局、日本側警察署、進駐軍憲兵隊に折衝致しましたが、占領中なるの故を以て補償等に就いては何らの成果を得ませんでした。

被害当時の気持ちといたしましては、親として焼野の雉子の例の通り痛心このうえなく殊に焦心引き揚げ後二ヶ月にしてこの惨禍に遭い重々の不遇に前途に暗黒障壁を見る思いでした。入院費、葬儀費、墓標費等金銭上の負担も引き揚げ者としての苦痛もさることながら精神上の痛手は今も尚亡き子の命日を迎える毎に耐え難きものであると感じます。[119]

終わりに

「被害者実態調査票」に綴られた被害者や遺族の経験は、「占領」とは日本軍の降伏に続いた、もうひとつの「戦争」であったことを物語っている。殺人や傷害事件、労働災害や交通事故は確かにどの国でもどの時代でも発生する。しかし、本稿で見たように占領下の占領軍人による犯罪や事故は一般的な犯罪や事故とは明白に異質であった。GHQは日本政府に対して、占領軍の過失や不法行為の結果に対して損害賠償責任を負わないと宣言していた。本稿で事例を示したように、凶悪・悪質な犯罪が頻々と発生したが、日本側には捜査権・裁判権がなく、占領軍当局は責任をとろうとしなかった。被害者や遺族たちは敗戦国・被占領国の惨めさをかみしめて泣き寝入りをするしかなかった。

朝鮮戦争最中の1952年4月28日、講和条約と安保条約が同時に発効する。そこで連合国の占領は終わったが、米軍は安保条約に基づいて駐留を続け、英連邦軍もまた法的根拠なしに駐留を続けた。53年に占領軍被害補償要求運動が呉から始まった背景には、この時期の呉の特殊な状況、すなわち日本の主権が回復したにもかかわらず、法的根拠なく駐留を続ける英連邦軍が頻々と呉で犯罪を引き起こしているという状況があった。

1961年に制定された占領軍被害に対する給付金支給に関する法律は、被害者の救済や補償として非常に不十分な内容であった。それでも英連邦軍はすでに56年に撤収しており、英連邦軍の犯罪や暴力が人々を震撼させ国会でも大きく取り上げられたような呉の状況は過去のものとなっていた。さらに前年に新安保条約が成立し、岸内閣の退陣後に成立した池田内閣のもとで国民の安保・外国軍駐留問題への関心は薄れていた。そんな風潮のもとで国は61年の法律制定を以て占領軍被害補償問題は基本的に解決されたものとし、その後この

問題が社会的注目を集めることはなかった。

しかし、岩国研究の視点から見ると、駐留外国軍の犯罪は今日になお過去の問題ではない。日本「本土」にあった米軍基地の多くは50年代末までに日本に返還され、米軍基地は全般に整理・縮小されていった。が、岩国の基地は米国の戦略拠点として増強・拡張が続いて今日にいたる。占領軍被害が過去のこととなり忘れられていった日本の全般的状況とは対照的に、岩国では日米安保体制下に同じ問題が引き継がれ、しかもさらに悪化させられていった。

1955～56年頃は広島湾地域の軍事的再編期であった。岩国基地は新たに拡張され駐留軍人が激増した一方、呉や江田島からは英駐留軍が撤収し、「パンパン」も多数、基地閉鎖地域から岩国へと移動している。日本軍時代には広島市、占領下には英連邦軍総司令部が置かれた呉市が広島湾地域の軍事的中心地であったが、岩国米軍基地は日米安保体制の重要拠点とされ、50年代から今日まで半世紀以上拡張を続けている。1950年代の軍事的再編を、呉や江田島にあった矛盾が岩国に集中するものだったと言えるかもしれない。その結果、岩国では安保体制のもとで米軍関係者による犯罪・事件が無数に発生し、外国軍被害がとぎれなく今日に続いてきたのである。

連合国の対日占領は連合国と日本の講和条約によって終わった。だが、占領下のもう一つの「戦争」は、安保条約によって米占領軍が呼称を駐留軍と替えて日本駐留を続けることが認められたために未だ真に終結することなく、今日になお被害者を出し続けている。本文に見た広島県・山口県における占領軍の被害状況は、米軍基地との共存を強いられた地域には今日になお続いているのである。

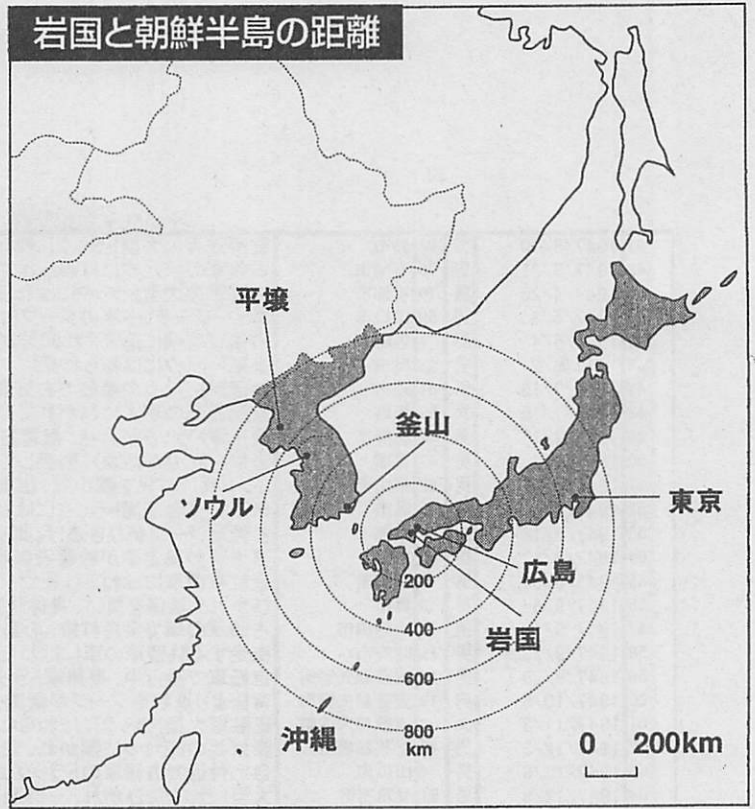
広島県・山口県における占領軍被害

事件の年月日	性別	年齢	被害場所	内容	見舞金支給		頁
					合計	支給年	
殺人・傷害 10枚							
1 1945/10/30	男	44	海田町	米兵5、6名による暴行で重傷、翌日未明死亡	63000	記入なし	72
2 1945/12/25	男	32	下関市	MPがビール瓶で殴打。死亡	64000	1951	78
3 1946/1/00	女	27	山口市	占領軍人の暴行で重傷、11ヶ月後に死亡	60000	記入なし	51
4 1946/3/10	男	69	江田島	農民が誤認逮捕され、射殺される。	63000	1954	91
5 1946/11/1	男	45	呉市	はえなわ漁をしていた漁民が銃撃されて死亡	63000	1953・1954	110
6 1947/1/24	男	29	呉市	3人の豪州兵による暴行で重傷、翌日未明に死亡	17000	1953	44
7 1947/2/2	女	59	防府市	2人の豪州兵による強盗傷害事件で重傷	6000	1954	67
8 1947/5/4	男	53	山口市	国道を歩いていたところ、米兵に銃撃され死亡	60000	記入なし	68
9 1948/12/21	男	0	防府市	3人の米兵の強盗に遭い、重傷を負って3年後死亡	70000	1954	52
10 1950/6/11	男	35	防府市	占領軍兵舎の橋を通行中、軍警備員の銃撃で即死	200000	1954	117
労務事故 15枚							
1 1945/11/10	男	59	呉市	軍キャンプの作業事故より破傷風、2週間後死亡	50000	1954	5
2 1945/12/11	男	25	宮島町	宮島町包ヶ浦で弾薬処理作業中、爆発事故で即死	50000	1953	112
3 1946/5/8	男	48	伊予灘	武器投棄の任務で出航した白鳥丸の沈没で死亡	50000	1953	39
4 1946/5/8	男	46	伊予灘	同前	50000	1953	41
5 1946/5/8	男	46	伊予灘	同前	50000	1953	8
6 1946/5/13	男	21	呉市	呉ハウス従業員を乗せた豪州軍の車両事故で死亡	69500	1946・1953	6
7 1949/9/12	女	28	江田島	軍キャンプ内で架線修理中に感電死	63000	1946・1954	64
8 1946/12/8	男	24	福山市	占領軍通訳の男性が軍の車両事故で犠死	63000	1955	13
9 1947/1/4	男	26	岩国市	占領軍トラックから振り落とされて死亡	10000	1947	57
10 1947/2/10	男	33	呉市	労務作業中の事故で重傷、身体障害者となる	10500	1947	3
11 1947/3/8	男	41	下関市	使役労働者を乗せた占領軍の車両事故で即死	40000	1954	60
12 1947/4/3	男	29	呉市	米占領軍の荷揚げ作業に従事中、事故で死亡	63000	1947・1954	105
13 1947/11/15	男	49	宇部市	ニュージーランド軍の労務事故で負傷	2345	1948・1955	76
14 1948/8/30	男	26	呉市	土砂運搬中の占領軍車両事故で土砂埋没圧死	240000	1949・1954	47
15 1949/9/12	男	28	江田島	占領軍の荷揚げ作業中の感電事故で即死	150000	1954	64
交通事故 101枚							
1 1945/11/19	男	6	呉市	占領軍人のオートバイにはねられ、2時間後に死亡	1200	1950	27
2 1945/11/27	男	40	呉市	自転車に占領軍ジープが追突して即死	63000	1953	92
3 1945/11/29	男	56	広島市	疾走する米軍トラックにはねられ、2日後に死亡	50000	1947・1953	33
4 1945/12/20	男	56	呉市	狩留賀隧道内で米軍トラックにひかれ、死亡	63000	記入なし	14
5 1946/2/7	男	15	呉市	米軍ジープが2人をはね、死亡させる	62000	1948	103
6 1946/2/9	男	48	防府市	進駐軍の車に衝突され、頭蓋底骨折、死亡	72000	1948・1954	48
7 1946/2/10	男	23	呉市	猛スピードの米軍トラックがひき逃げ、死亡	14000	1952	62
8 1946/3/20	女	3	岩国市	寿橋で待避中、進駐軍がはねて死亡。姉は重傷	17000	1948・1955	119
9 1946/4/19	男	5	宇部市	疾走する駐留軍トラックにはねられて死亡	16000	1946	49
10 1946/4/27	男	5	呉市	米軍車両にひかれて死亡	50000	1949	23
11 1946/5/7	男	57	呉市	英軍トラックにはねとばされ、頭蓋底骨折、死亡	63000	1954	74
12 1946/5/9	男	7	江田島	英連邦軍のトラックにひかれ、死亡	8600	1946・1953	70
13 1946/5/20	男	50	呉市	英軍トラックにはねられて即死	63000	1948・1954	87
14 1946/5/22	男	55	山口市	占領軍のジープにはねられ死亡	71000	1949・1951・1954	82
15 1946/6/1	男	5	呉市	進駐軍トラックの轢き逃げ、即死	17000	1947	123
16 1946/6/9	女	6	江田島	轢殺。米軍トラックは江田島キャンプに逃げる	10170	1946・1955	106
17 1946/6/15	女	11	呉市	進駐軍トラックにひかれて死亡	15000	1954	99
18 1946/6/18	男	1	下関市	進駐軍のジープにはねられ重傷	16000	1954	56
19 1946/8/8	男	24	呉市	進駐軍大型トラックが轢殺	63000	1946・1954	13
20 1946/8/22	女	53	小野田市	占領軍のトラックにはねられ死亡	61000	記入なし	83
21 1946/9/3	男	44	呉市	待避したにもかかわらず米軍車がひき逃げ。死亡	63000	1953	36
22 1946/9/14	男	42	呉市	米軍自動車ひき逃げ。即死	50000	1953	31
23 1946/9/26	男	8	岩国市	門前町で女性同伴のインド兵がはねる。10日後死亡	8000	1947	85
24 1946/10/22	女	44	呉市	英連邦軍のジープではねられ骨折、障害が残る	2776	1947	32
25 1946/11/2	女	3	呉市	インド兵の車両にひかれ、翌日死亡	17000	1953	24
26 1946/11/13	男	42	音戸町	占領軍の暴走車にひかれ両足切断、死亡	60000	1954	114
27 1946/11/14	女	8	呉市	登校中、ジープがひき逃げ。30分後死亡	17500	1947・1950・1952	111
28 1946/11/20	女	68	呉市	乳母車をおして帰宅途中、進駐軍がひき逃げ。死亡	16000	1946	40
29 1946/11/20	男	48	山口市	ジープの衝突、死亡	63000	1953か1954	122
30 1946/11/25	男	43	呉市	米進駐軍の車にはねられて死亡	62000	1953	28
31 1946/11/28	男	49	熊毛郡平生町	占領軍車両事故で即死	71000	1948・1953	80
32 1946/11/28	男	42	平生町	占領軍車両事故で重傷	2000	1953	81
33 1946/11/28	男	31	平生町	交通事故で重傷、後遺症	2000	1946・1953	124
34 1946/12/16	男	26	防府市	豪州軍トラックが車に衝突。骨折、機能障害が残る	10000	1955	63
35 1947/1/7	男	42	安芸郡坂村	通勤中、占領軍車両の事故で即死	50000	1953	17
36 1947/1/18	男	54	安芸郡天応町	自転車に占領軍ジープが追突して逃亡。死亡	54000	1953	75
37 1947/1/27	男	35	山口県佐山	佐山小学校前の道路上で衝突、死亡	30000	1954	120
38 1947/2/10	男	48	安芸郡	矢野・海田間の国道で豪州軍の車輛事故で死亡	62500	1947・1948・1953	22
39 1947/2/17	男	51	呉市西川原	大型トラックにひかれ、二日目に死亡	51000	1947・1948	21
40 1947/2/17	男	42	呉市	進駐軍の大型トラックにひかれて死亡	61000	1948・1953・1949	37

41	1947/3/10	男	23	呉市	駐留軍兵の大型トラックに轢かれて重傷	7000	1953	43
42	1947/3/21	男	75	下関市	占領軍のトラックにはねられて死亡。様き逃げ	20000	1953	84
43	1947/4/23	男	10	宇部市	進駐軍の大型トラックにはねられて即死	17000	1947・1953	55
44	1947/5/3	男	52	山口市	ニュージーランド軍のジープにはねられ骨折、重傷	10000	記入なし	61
45	1947/5/4	男	4	坂町	占領軍車輛に追突され30分後死亡	20000	1952	109
46	1947/6/2	男	23	呉市	米軍トラックにはねられ死亡	62000	1947・1953	104
47	1947/7/15	男	51	萩市	駐留軍トラックの事故で右腕骨折	2000	未記入	53
48	1947/7/15	女	56	坂町	飲酒運転の軍人にひかれて即死	64000	1947・1954	90
49	1947/7/15	男	32	防府市	豪州軍トラックが高速、無警告、追突、重傷	9500	1947	118
50	1947/8/2	男	47	呉市	米軍トラックが故意に衝突して逃走。翌日に死亡	60000	1949	46
51	1947/8/5	男	62	福山市	インド兵に右足を轢かれ、出血多量、死亡	60000	1954	11
52	1947/8/16	男	52	呉市	米軍労働者運搬トラックにはねられ、2時間後に死亡	61000	1947	26
53	1947/8/16	女	4	宇部市	占領軍ジープがひき逃げ。即死	24000	1952	121
54	1947/8/17	男	45	呉市	豪州軍の暴走車が被害者の車に追突。死亡	63000	1947・1953	45
55	1947/8/31	男	6	下関市	進駐軍の車にはねられ死亡	17000	1953	126
56	1947/9/6	男	3	呉市	ひかれて重傷を負い、身体障害者となる	20000	1947	7
57	1947/9/13	男	38	小野田市	占領軍の車で全身打撲、心身に後遺症、56年死亡	1000	1948	77
58	1947/9/23	男	18	防府市	疾走する駐留軍の車にはねられて死亡	28000	1949・1954	50
59	1947/9/29	男	16	安芸郡矢野町	自転車で行中、豪州軍トラックが轢き逃げ。即死	17000	1953	29
60	1947/10/5	男	19	安芸郡矢野町	背後より進駐軍ジープが衝突。即死。	61000	記入なし	71
61	1947/11/3	男	53	吉敷郡大内町	進駐軍大型トラックにはねられ、骨折。障害が残る	18000	記入なし	65
62	1947/12/3	男	40	安芸郡坂町	豪州兵のトラックに轢かれ、頭蓋骨折・脳出血	12000	1952	12
63	1947/12/8	男	4	山口市	自宅付近で占領軍のトラックが轢き逃げ。翌朝死亡	22000	1951	79
64	1947/12/8	男	51	廿日市町	大型トラックにひかれ、一時間後に死亡	70000	1948・1949	107
65	1947/12/10	男	57	江田島	米軍トラックにはねられ頭部に損傷、1年後死亡	60000	1954	30
66	1947/12/12	男	48	呉市	進駐軍ジープが轢き逃げ。30時間後に死亡	60000	1952	38
67	1947/12/26	女	3	安芸郡大屋村	豪州軍ジープらしい車にはねられ、2日後に死亡	17000	1952・1953	20
68	1948/1/20	男	19	呉市	通信隊のジープに衝突され、まもなく死亡	70000	1954	118
69	1948/1/22	女	3	山口市	ニュージーランド軍のトラックに頭をひかれて即死	13000	1953か1954	66
70	1948/4/6	男	17	呉市	駐留軍トラックに轢かれて即死	53000	1949	94
71	1948/5/29	男	41	呉市	緑地帯で待避中、米軍車輛にひかれ即死	64000	1948	86
72	1948/6/8	男	56	呉市	英連邦軍トラックにはねられ、ついで轢かれて死亡	70000	1954	35
73	1948/7/25	女	1	安芸郡海田市町	母親がおんぶしていた乳児に米軍の暴走車が衝突	13600	1949・1952	42
74	1948/8/30	男	18	呉市	土砂を運ぶ軍トラックの事故で下敷きになり埋没死	2147293	1948・1954	96
75	1948/9/17	女	3	広島県佐伯郡	自宅前道路上で進駐軍トラックが衝突。死亡	12000	1948・1953	10
76	1948/10/5	男	20	坂町	占領軍の大型貨物自動車に衝突。死亡	61000	1949・1952	113
77	1948/11/5	男	1	呉市	トラック事故で母子が死傷。子は半身不随となる。	8200	1952	97
78	1948/11/5	女	30	呉市	同前事故で、母親が死亡	26800	1949・1952	98
79	1949/1/7	女	59	呉市	占領軍トラックにひかれ、脳内出血、翌日死亡	71500	1949・1954	100
80	1949/2/2	男	43	福山市	米軍ジープにひかれ死亡	150000	1949・1952	108
81	1949/3/13	男	15	呉市	豪州軍ジープどうしの衝突事故にまきこまれ即死	17000	1950・1952	34
82	1949/5/7	男	77	呉市	米軍ジープがはねて死亡	20000	1954	102
83	1949/8/24	男	9	呉港麗留女島沖	魚釣り中、米軍上陸用バーンが衝突。1ヶ月半入院	7500	1954	19
84	1949/10/31	男	15	江田島	占領軍のジープの事故で脳挫傷、死亡	20000	1953	95
85	1949/11/5	男	6	呉市	進駐軍トラックがひき逃げ。死亡。	21000	1949・1951	18
86	1950/2/6	女	20	呉市	トラックに衝突され9ヶ月入院。身体障害者になる。	10500	1951・1952	2
87	1950/6/26	女	43	防府市	大型トラックにひかれ、即死	34000	記入なし	59
88	1951/1/11	男	67	呉市	交通事故でひき逃げ。重傷	1350	1951	4
89	1951/1/20	男	72	安芸郡船越町	豪州軍将校の車にはねられ、4時間後死亡	200000	記入なし	88
90	1951/4/22	男	35	安芸郡船越町	飲酒・女性同伴の岩国駐屯米陸軍兵が衝突、即死	250000	1951・1952	89
91	1951/7/7	男	8	呉市	飲酒運転の豪州兵が母子をはね、子どもが即死	240000	1951	15
91	1951/7/7	女	33	呉市	同前。母親は右下腿切断の重傷	同上	1951	15
92	1951/9/14	男	55	都濃郡南陽町	自転車で走行中に占領軍の車と衝突、翌日死亡	300000	1954	54
93	1951/9/24	男	40	山口市	占領軍の車輛事故で死亡	200000	1951	128
94	1951/10/5	女	20	呉市	通勤先よりの掃り道、占領軍車輛がひき逃げ。即死	190000	1951・1954	1
95	1951/12/8	男	8	呉市	進駐軍の車輛にはねられ死亡	68700	1951	125
96	1951/12/24	男	1	呉市	豪州軍人の運転するトラックにひかれて死亡	68000	1952	73
97	1951/12/25	女	22	山口市	看護婦が占領軍の車にはねられて死亡	180000	1951	127
98	1952/3/5	男	7	広島市	占領軍人が運転する大型トラックにひかれて即死	60000	1952	25
99	1952/3/28	女	23	佐伯郡廿日市町	呉から岩国へ向かう豪州軍トラックにひかれて死亡	200000	1952	16
100	○/10/19	男	5	呉市	ジープが轢き逃げ。約7時間後死亡	9000	記入なし	101
101	1950/5/00	女	38	山口市	占領軍のトラックにひかれ、後遺症が残る	2500	1950	58

被害者実態調査票より作成。15 頁の調査票は 2 人の被害が一枚に記載されているため、2 つの欄を用いてそれぞれを記載した。

広島湾軍事三角地帯
地図

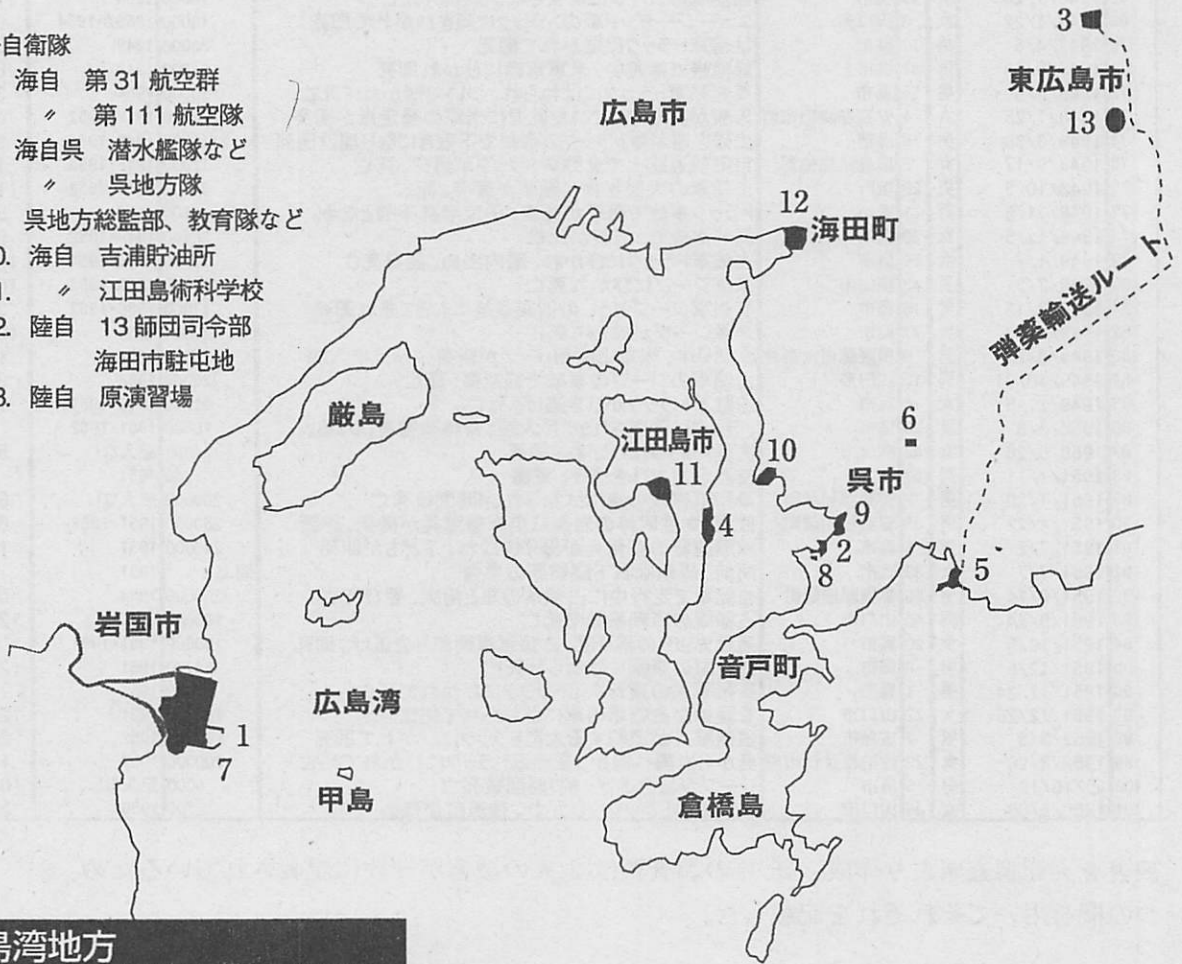


◆在日米軍

1. 海兵隊 岩国航空基地
2. 呉第6突堤
Fバース (日米共同使用)
と秋月弾薬蔵司令部
3. 米陸軍第83 秋月兵器大隊
川上弾薬庫
4. ◇ 秋月弾薬庫
5. ◇ 広弾薬庫
6. 灰ヶ峰通信所

◆自衛隊

7. 海自 第31 航空群
◇ 第111 航空隊
8. 海自呉 潜水艦隊など
9. ◇ 呉地方隊
呉地方総監部、教育隊など
10. 海自 吉浦貯油所
11. ◇ 江田島術科学校
12. 陸自 13 師団司令部
海田市駐屯地
13. 陸自 原演習場



広島湾地方
(岩国市・江田島市・広島市・呉市の位置関係)